

第6次おおいた男女共同参画プラン(案)の概要

第 号議案
県民生活・男女共同参画課

計画の構成

■計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女の平等を基礎とした男女共同参画社会の実現を図るもの

(2) 計画の性格・位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」に基づく県男女共同参画計画
- ②「女性活躍推進法」に基づく県推進計画
- ③「県男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画計画
- ④「県長期総合計画」の部門計画

(3) 計画の期間 令和8年度～令和12年度（5年間）

■1 総論編

第1章 社会情勢の変化

第2章 前計画の評価

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

男女共同参画推進条例第3条各項に規定する6つの基本理念を計画における基本理念とする。

(2) 目指す姿

- ・誰もが自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県
- ・あらゆる分野に男女共同参画と女性活躍の視点を取り込み、誰もが仕事と生活の調和を図ることができる大分県
- ・暴力が根絶され、誰もが人権を尊重され尊厳を持って暮らせる大分県

(3) 計画の体系

■2 各論編 ※右欄に記載

■3～5 推進体制、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画、資料編

パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間：R7.12.8～R8.1.15（33日間）
- (2) 提出意見：22名から43件
- (3) 計画への反映状況
 - ・計画へ反映：4件（こどもが理解できる工夫等）
 - ・計画推進に際して留意：6件（女性活躍の推進、DV防止対策等）
 - ・計画に反映済：33件

基本目標

重点目標

主な取組

I 男女共同参画に向けた意識改革

- 1 男女の平等と人権を守る環境づくり
- 2 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し
- 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) 様々な困難を抱えた人の人権を尊重する意識の醸成
- (3) 男女共同参画を担う人材等の育成
- (1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の一層の充実・強化
- (2) 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し
- (3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供
- (4) 女性の活躍推進を通じた男女共同参画意識の浸透
- (1) 男女平等を推進する教育・学習の充実
- (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

II 女性の活躍の推進

- 1 様々な分野での女性の参画促進
- 2 女性の職業生活における活躍の推進
- 3 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 4 男女が共に支える地域づくりの推進

- (1) あらゆる分野における女性の参画拡大
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 雇用者における女性の管理職登用促進
- (1) 本人の希望に応じた多様で柔軟な働き方の実現
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- (3) 企業における取組の促進
- (4) 女性の活躍推進に向けた啓発活動
- (1) 男性の意識と職場風土の改革
- (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- (1) 地域における男女共同参画の推進
- (2) 地域における安全・安心の確保
- (3) 女性や若者等に選ばれる地域づくり

III 男女が安心して生活の確保

- 1 生涯を通じた健康支援
- 2 DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援
- 3 暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) 生涯を通じた男女の健康の増進
- (2) 女性のライフイベント（妊娠・出産等）に関する健康支援
- (1) 暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- (2) 性犯罪・性暴力、ストーカー行為等への対策の推進
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援
- (1) 暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) こども、若年層に対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進

【総合目標】誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる大分県